

令和 7 年度
国民年金基金連合会業務報告書

I 国民年金基金に関する事業状況

1 中途脱退者に対する年金給付等の事業の推進

中途脱退者（国民年金基金（以下「基金」という。）の加入員資格を60歳になる前に喪失した者。ただし、15年以上基金に加入していた者を除く。以下同じ。）について、年金給付等を確実にを行うため、次の取組を行った。

(1) 待期者に関する業務の管理

待期者（受給年齢前の中途脱退者。以下同じ。）に対する次の業務を適切に行った。

- ① 待期者に対し、定期的（3年ごと）に納付実績、受取予定年金額等の情報を提供するとともに、住所等の変更があった場合の手続を促した。

（加入状況のお知らせ送付件数 11.6 万件）

- ② 待期者のうち転居等により住所不明となっている者に対し、日本年金機構又は住民基本台帳ネットワークから住所情報の提供を受け住所変更の届出勧奨を行った。

（住所変更届送付件数 0.6 万件）

- ③ 待期者のうち日本年金機構又は住民基本台帳ネットワークからの死亡情報の提供により死亡が判明した者の遺族に対し、遺族一時金の請求勧奨を行った。

（遺族一時金案内送付件数 0.2 万件）

(2) 中途脱退者等に対する年金等の支給

中途脱退者等に対し、正確かつ迅速に年金及び遺族一時金の決定及び支給を行った。

（裁定：年金 13,436 件、遺族一時金 2,116 件）

（給付費：年金 363 億 341 万円、遺族一時金 22 億 275 万円）

（令和8年3月31日現在）

		合 計		
			待期者数	年金受給者数
中途脱退者数	男	295,417 人	206,463 人 (204,883 人)	88,954 人 (90,534 人)
	女	271,540 人	168,598 人 (167,850 人)	102,942 人 (103,690 人)
	計	566,957 人	375,061 人 (372,733 人)	191,896 人 (194,224 人)

（注）カッコ内の人数は、付加年金相当部分を繰上げ受給している者を受給者とみなした場合の人数である。

(3) 年金未請求者に対する取組

年金未請求者（受給年齢に達した中途脱退者であって年金請求を行っていない者。以下同じ。）に対し、年金支給を確実にを行うため、次の取組を行った。

- ① 年金の受給権が発生する月の前月に、年金請求案内を行った。

（年金請求案内送付件数 1.4 万件）

- ② 受給年齢到達後の年金請求が遅れている者に対し、再案内を年3回（3月後、6月後及び1年後）、それ以降は毎年1回、定期的に行った。

（年金請求案内送付件数 0.6 万件）

- ③ 再案内を行った後も年金請求のない者に対し、文書による勧奨を行うとともに、電話番号が確認できる未請求者について電話による勧奨を行った。

（年金請求案内電話勧奨件数 0.1 万件）

- ④ ホームページや複数の通知文書において、住所等の変更や年金請求の手続を呼びかけた。

(ホームページ掲載(4月)、「加入状況のお知らせ」(11.6 万件)等)

- ⑤ 年金未請求者の状況把握及び管理を行い、よりの確かつ効率的な事務処理を行うため、データベースを活用した。

2 国民年金基金制度に関する企画及び基金との連携

(1) 国民年金基金制度に係る企画

国民年金基金制度に係る諸課題について、国民年金基金運営協議会(以下「運営協議会」という。)等において、基金と意見を交換し、必要に応じて、厚生労働省への意見・要望等を行った。

また、国民年金基金規則の改正(10月)等を受け、連合会の規約等について必要な改正を行うと共に、規約等の改正のために基金に必要な情報を提供した。

(2) 基金との連携及び支援

新規加入員数等の目標達成に向けて、基金と連合会が連携して、以下の取組みを行った。

(令和7年度新規加入員数(再加入含む): 約2.1万人)

(参考: 基金数及び当該基金に加入している加入員数)

(令和8年3月31日現在)

基金数		4 基金 〔 全国基金 職能型3基金 〕
現 存 加 入 員 数	男	189,956 人
	女	111,581 人
	計	301,537 人

(注) 累積加入員数: 約190万人

- ① 共同ダイレクトメール(以下「共同DM」という。)の送付
幅広く国民年金基金制度の周知を図るため、厚生労働省と連名で共同DMの送付を6月、9月、令和8年1月(一部令和7年12月)及び令和8年3月に行った。

(共同DM 年4回 計570万通送付)

- ② ホームページによる情報発信

国民年金基金制度等に関する情報提供を効率的に行うため、広報キャラクター(kokky)を活用した動画(加入者インタビュー(増口)編及びDM編)を作成し、3月にホームページに公開した。

- ③ 基金の広報活動等への支援

kokkyを活用した増口を案内するリーフレットの作成を行い、控除証明書に同封し送付した。また、基金でパンフレット作成等の広報活動等を行う際に、記載事項の確認等の支援を行った。

さらに、常務理事が基金の開催する広報企画選定委員会に委員として参画した。

- ④ 月報等を通じた情報提供の充実

基金における加入推進に関する管理・分析を行うことができるよう、月次の新規加入員数及び増口件数等や年次の加入状況について、月報及び年報にて基金に提供した。

- ⑤ 多様な広報・情報提供手段の活用等

国民年金基金と個人型確定拠出年金(iDeCo)の両制度が併記されたパンフレットを、基金を通じて、金融機関等へ送付した(累計47,000部)。また、国民年金基金の広報で活用できるようkokkyの各種ポーズ集のデータを提供した。

さらに、「国民年金基金・iDeCo 共同オンラインセミナー」を9月に開催、アーカイブ動画を11月に連合会ホームページに掲載し両制度の周知及び理解促進の対応を行った。

⑥ 会議体を通じた基金との連携

加入状況や加入推進活動等に関する情報共有や意見交換を行い、基金と連合会の連携を強化するため運営協議会を4回、また、国民年金基金実務レベル会議（以下「実務レベル会議」という。）を12回開催した。

※主な議題については、Ⅲ 項番1⑤、⑥のとおり

3 基金と共同して行う事務処理（共同事務処理事業）の推進

各基金の事務処理体制について、運営協議会での議論も踏まえつつ、以下の取組を実施した。

- (1) オンライン通信回線で結ぶ共同事務処理システムについて、業務改善のためのシステム改修を基金と共同で行った。（扶養親族等申告書の抜本改革、同申告書のチェック処理）
- (2) 制度改正に伴う掛金額上限の引上げへの適切な対応等のため、令和8年度稼働に向けて所要のシステム開発を行うための要求分析の事前準備作業（令和7年10月～令和8年3月）を実施した。
- (3) 年金振込に関する事務処理について、連合会が各基金の年金振込データを一括して各基金名で金融機関へ提出した。
（年12回、合計296.8万件振込）
- (4) 基金現加入員、待期者及び年金未請求者に対し、それぞれに対応した定期的な情報提供を行った。
（社会保険料控除証明書：年2回、30.5万件送付等）
- (5) 共同事務処理事業については、各基金の円滑な事業実施に資するため、各基金へ必要な支援・指導、情報提供を行った。（税制改正、制度改正の問合せ対応等）
- (6) 税制改正（基礎控除の引上げ等）への対応及び業務改善に係るシステムの開発について、要件定義やサンプル調査を実施したほか、進捗管理の徹底により、予定どおり令和7年10月以降順次カットオーバ

ーした。また、新システム運用に伴い、運用手順書の点検や他部門との連携により、円滑な運用を実現した。

- (7) 政府が進める「デジタル改革」に沿って、各基金や委託事業者と連携しながら、業務フローやシステム仕様の確認・調整を行い、令和7年12月に手続きオンラインサービスを開始した。年金請求、氏名・住所・払渡希望機関変更等がオンラインで可能になり、令和8年3月末までに、518件の利用実績があった。

4 資産運用に関する事業の推進

(1) 資産運用に関する事業の実施

中途脱退者に関する事業、給付確保事業、共同運用事業等に係る積立金について、「積立金運用の基本方針」に沿って、国内外の債券や株式に幅広く分散し、安全かつ効率的な運用を行った。

運用目的に照らして必要となる目標収益率を大きく上回る実績を挙げた。

※ 令和7年度運用実績

	運用利回り	目標収益率	積立金額
中途脱退事業口	14.19%	4.59%	11,381 億円
給付確保事業口			22,644 億円
共同運用事業口			23,601 億円
連合会全体			58,282 億円

- * すべての事業口を合同で運用している。
- * 連合会全体は、基金の財政安定を図るためのその他の事業口（積立金額655億円）を含む。また、端数処理のため金額の合計は一致しない。
- * 積立金額は、令和8年3月31日現在。

(2) 「資産運用プロセスの抜本的見直し」プロジェクトの開始

連合会資産運用プロセスにおける判断基準や考え方の一貫性や全体整合性の向上等を通じて、受託者責任をより適切に果たすことを目的とし、「資産運用プロセスの抜本的見直し」プロジェクトを開始した。まず、国民年金基金制度及び資金の特性を踏まえて「資産運用における基本的考え方」の再確認を行った。

(3) 資産運用ガバナンス及びリスク管理の強化

受託者としてのガバナンス及びリスク管理の強化のため、以下の取組みを行った。

① ガバナンスの効く会議・委員会運営

ア 資産運用委員会と理事会・評議員会の連携

資産運用に関して理事会・評議員会で議題とする事項について、資産運用委員会で諮問し、答申を得た。

また、理事及び評議員の意見について、資産運用委員会においてフィードバックした。

資産運用委員会では、専門家に以下の積立金の運用に関する重要事項について諮問し、答申を得た（令和7年7月14日、同年10月6日、12月23日、令和8年2月10日の4回開催）。

その後の理事会・評議員会に、議事要旨を報告した。

- ・ アセットオーナー・プリンシプルに関する取組方針の一部変更について
- ・ スチュワードシップ・コード改訂に伴う規程の変更について
- ・ 令和7年度における基本ポートフォリオの検証
- ・ 資産運用委員会の運営変更について
- ・ 「資産運用プロセスの抜本的見直し」プロジェクトの実施について

イ P D C Aサイクルの実施

資産運用業務の運営について実効性を高めるため、P D C Aサイクルを回し、実施状況（対象となる項目を含む）を資産運用委員会及び理事会・評議員会に報告した。

ウ 資産運用委員会の機能の見直し

透明性や説明力の向上の観点から資産運用委員会の審議内容の拡充等、会議運営の一部変更を検討し、令和8年度より実施することとした。

エ 資産運用部、フィデューシャリー業務推進部の連携

資産運用部が自律的にリスク管理を行い運用企画会議において報告し、フィデューシャリー業務推進部が資産運用部に対して提言を行うとともに、全体のリスク管理状況について運用リスク等検討会議において報告した。

② 資産運用立国実現プラン等への対応

「アセットオーナー・プリンシプルに関する取組方針」に沿って、各原則を踏まえた取組を行うとともに、令和7年8月に「アセットオーナー・プリンシプルに関する取組方針」について進捗状況と令和7年度の計画を取りまとめ、ホームページに公表した。

③ P R I署名

令和7年7月に、署名機関として年次報告を作成し、P R Iに提出した。

④ ディスクローズ及び各基金へのサポートの取組

ア ディスクローズ

年次、四半期毎の運用状況について、一般ホームページ上で公表した。

イ 各基金へのサポート

各基金に対し、以下のサポートを行った。

- ・ 資産運用関連の情報提供

- ・ 運営協議会、実務レベル会議における運用状況報告
(運営協議会4回、実務レベル会議12回)
- ・ 各基金の理事会・代議員会等における支援(年金基金に関する講演会等3回)
- ・ 全国基金が保有する資産についての運用受託機関対応の支援

⑤ リスク管理の高度化

ポートフォリオ全体のリスク、信用リスクの計測方法を見直し、リスク管理の高度化を図った。

フィデューシャリー業務推進部が資産運用部に対し、以下の提言等を行った。

- ・ 運用受託機関に対する指示プロセスの合理化の提言
- ・ 信用懸念のある投資先への運用受託機関の対応に関する、スチュワードシップ活動の観点からの調査結果の情報提供
- ・ 投資先に関連する行政処分等の注意喚起

【資産構成割合】

(令和8年3月31日現在)

	グローバル債券 円ヘッジ	グローバル債券 ヘッジなし	グローバル 株式
時価ベース	35.4%	6.1%	58.5%
基本ポートフォリオ	39%	6%	55%

(4) 運用収益の向上への取組

① 基本ポートフォリオの資産構成割合

ポートフォリオの資産構成割合を適切に維持するためのモニタリングを行った。令和7年度については、許容乖離幅に抵触しなかったため、資産間リバランスは実施しなかった。

② 基本ポートフォリオの検証

基本ポートフォリオの検証項目を検討し、資産運用委員会において、令和7年度における基本ポートフォリオの検証について諮問し、答申を得た後、理事会・評議員会において、「見直しを行う必要はなく、令和8(2026)年度は現行の基本ポートフォリオを継続する」ことについて承認を得た。

③ マネジャーストラクチャー方針の策定と見直しの実施

中期的マネジャーストラクチャーの検討については、「資産運用プロセスの抜本的見直し」のプロジェクトで別途、検討することとした。

④ スチュワードシップ活動等の推進

「スチュワードシップ責任を果たすための方針」及び「サステナビリティ投資方針」に基づき、以下の通りスチュワードシップ活動・サステナビリティ投資を推進した。

- ・ 令和7年8月に日本版スチュワードシップ・コードの改訂に伴い、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」及び「スチュワードシップ活動原則」を改訂し、その改訂の趣旨を運用委託先に伝達した。
- ・ 令和7年7月、12月に、「国民年金基金スチュワードシップ活動・サステナビリティ投資連絡協議会」を開催し、各基金にスチュワードシップ活動・サステナビリティ投資に関する活動状況とその趣旨を説明し、今後の方針について協議した。
- ・ 令和7年9月に、運用委託先に対するエンゲージメントの一環として、スチュワードシップ活動定例報告会を開催した。
- ・ 連絡協議会での各基金との協議や、定例報告会での運用委託先へのエンゲージメント結果等を踏まえ、「スチュワードシップ活動報告書」及びその概要版を作成し、ホームページに公表した。
- ・ サステナビリティ投資についての調査、研究を行った(関連プロダクトの運用実績、インパクト投資に関する情報収集等)。

- ⑤ アセットオーナーとしてのPDCAを実施すべき項目の検証
アセットオーナーとしてPDCAを実施すべき項目について検証を行った。検証の結果、ポートフォリオ全体及び資産クラス別のリスク管理を検証項目に追加した。

5 数理業務の遂行

年金財政に係る以下の数理業務を実施した。

- (1) 令和6年度決算書の作成
連合会及び4基金についての令和6年度における年金経理の決算書を作成した。
- (2) 令和8年度予算書の作成
連合会及び4基金についての令和8年度における年金経理の予算書を作成した。
- (3) 令和6年度版統計資料の作成
加入員数、平均掛金額、受給者数及び平均年金額等といった国民年金基金全体の概要を取りまとめ、ホームページ上で公表する等した。
また、国民年金基金制度全体の年金財政状況の推移を取りまとめ、ホームページ上で公表する等した。
- (4) 令和6年度決算に基づく財政検証
令和6年度末を基準として、基本ポートフォリオの検証と一体的に財政検証を実施した。検証結果は、資産運用委員会、運営協議会、理事会及び評議員会で説明、報告した。
- (5) 年金財政システムオープン化に向けた調査
年金財政システムオープン化に向けた調査を行い、オープン化の開発実施のための基礎的な情報を得て、その結果を踏まえて、開発方針と基本的仕様、及び、令和8年度からのオープン化のシステム開発への着手を決定した。

Ⅱ 個人型確定拠出年金に関する事業

1 個人型確定拠出年金の実施機関としての事業の実施

令和7年度の加入者等の状況は以下のとおりであり、個人型確定拠出年金（以下、「iDeCo」という。）の実施機関として、加入者の資格確認や掛金の拠出限度額管理・収納等の事務を的確に実施した。

※令和7年度の主な処理件数

主な項目	件数	備考
紙面届出書	1,094,098 件	事務処理センター入力件数
電子申請	292,580 件	加入の処理件数
e-iDeCo サービス	97,617 件	住所変更届等の処理件数 (10月～3月までの6ヶ月間)

また、令和7年度税制改正の施行に向けた事務対応等やオンライン化の更なる推進、事務処理体制の効率化・基盤整備と各種事務の着実な実施、iDeCoに関する啓発・広報について、次項以下の取組を行った。

※ 加入者等の状況 (令和8年3月31日現在)

加 入 者	3,928,278 人
① 第1号加入者	400,934 人
② 第2号加入者	3,360,609 人
(うち企業年金なし)	(2,014,119 人)
(うち企業年金あり)	(594,070 人)
(うち共済組合員)	(752,420 人)
③ 第3号加入者	153,042 人
④ 第4号加入者	13,693 人
⑤ 7年度新規加入者	406,647 人
⑥ 7年度加入者資格喪失者	109,225 人
⑦ 7年度加入者増加	297,422 人

運 用 指 図 者	1,134,222 人
① 7年度新規運用指図者	245,208 人
② 7年度運用指図者資格喪失者	124,655 人
③ 7年度運用指図者増加	120,553 人

2 年金制度改正法等の施行に向けた事務対応等

(1) 令和7年度税制改正を踏まえた iDeCo の拠出限度額の引き上げ、令和7年年金制度改正における iDeCo の加入年齢の引き上げ（第5号加入者の新設）など、令和8年12月の施行に向けて、事務体制の見直しやシステム開発について以下のとおり行った。

- ・ 制度改正に伴う各種届出帳票の改訂作業の開始
- ・ 制度改正に伴い増加が見込まれる事務処理に向けた事務処理センターの体制強化に向けた委託先との調整
- ・ 制度改正に伴い問い合わせの増加が見込まれるコールセンターの体制強化に向けた委託先との調整
- ・ 拠出限度額引き上げ及び第5号加入者の新設に対応したシステム開発（要求分析、業務要件設計、システム設計、プログラム設計・作成）
- ・ 拠出限度額引き上げに伴う大量の掛金額変更申請に対応するための事前検討

（制度改正の概要）

制度改正事項		新	旧
加入可能年齢の引き上げ （第5号加入者の新設）		70 歳まで	原則 65 歳まで
掛金上限 額の引き 上げ	第1号被保険者	月 75,000 円	月 68,000 円
	第2号被保険者 （企業年金なし）	月 62,000 円	月 23,000 円
	同（企業年金あり）		月 20,000 円 企業年金と合わせて 55,000 円が上限

（2）手数料水準に係る検討を踏まえた見直し

①加入中の手数料の見直し

物価・人件費の上昇等に伴って増大する経費への対応として、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度の当面5年間の財政収支の見通しを立てた上で、収支均衡を図るために必要な額を算出し、加入中の手数料を以下のとおり変更とした。

（変更内容）

令和9（2027）年1月の口座振替分から適用

（税込み）	新	旧
加入中の手数料	120 円（月額）	105 円（拠出時）

※新規加入時等手数料 2,829 円は変更なし

②自動移換中の手数料の見直し

自動移換者に係る管理コストは自動移換者から徴収する手数料で賄う観点から、月額の管理手数料を新設した。

なお、管理手数料の額は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年

度の5年間に見込まれる費用に基づいて必要な額を算出し、40 円とした。

※同時期に特定運営管理機関においても、手数料見直しが実施されることとなった。

（変更内容）

令和8(2026)年4月から適用

手数料名称 （税込み）	新	旧	徴収主体	補足
新規自動移換 手数料	1,048 円/回		国民年金基金連合会	
	3,300 円/回		特定運営管理機関	
管理手数料	40 円/月	0 円/月	国民年金基金連合会	新設
	58 円/月	52 円/月	特定運営管理機関	金額変更
移換手数料	550 円/回	1,100 円/回	特定運営管理機関	金額変更
裁定手数料	4,180 円/回		特定運営管理機関	

※新規自動移換手数料・裁定手数料は変更なし

3 「デジタル改革」に対応したオンライン化の推進

加入・移換手続きに加え、次のオンライン化を実施した。

（1）マイナポータルを活用したオンライン化

マイナポータルを活用した電子的なお知らせや証明書を個人に届けるクラウドサービスを利用し、以下の2つのサービスを実施。

①住所変更届等5手続（e-iDeCo サービス）

令和7（2025）年10月から、e-iDeCo サービスとして住所変更届等の5手続きのオンライン化を開始した。

年月	処理件数	備考
令和 7 年 10 月	4,022	運営管理機関 1 社導入
同年 11 月	8,117	運営管理機関 29 社導入
同年 12 月	15,325	運営管理機関 58 社導入
令和 8 年 1 月	25,685	
同年 2 月	21,796	
同年 3 月	22,672	

※令和 8（2026）年 4 月時点、運営管理機関 59 社導入

②電子交付（控除証明書）

所得税の控除証明書を電子交付する同サービスは、令和 7 年 10 月に地方公務員共済の加入者への拡充が完了した。令和 8（2026）年 3 月末時点のアカウント開設数は、360,915 件となった。

(2) iDeCo+（イデコプラス）のオンライン化

利用が増加している iDeCo+（イデコプラス）（注）について、利便性の向上及び効率化の観点からオンライン化に向けた検討を開始した。

令和 7 年度は、手続件数の多い変更届・現況届について、令和 9 年度中に先行リリースできるよう、要求分析・仕様検討、ベンダーヒアリング等を実施した。

（注）iDeCo+（イデコプラス）：企業年金を実施していない事業主（従業員数 300 人以下）が、従業員の老後の所得確保を支援できるように、従業員が拠出する iDeCo 掛金に上乘せして、事業主が掛金を拠出する制度である。

4 事務処理体制の効率化・基盤整備等

(1) 事務処理センターの効率化

- ・ 住所変更届等 5 手続のオンライン化（e-iDeCo サービス）によ

り、令和 7 年 10 月から令和 8 年 3 月までの間、当該 5 手続において、事務処理件数の約 4 割がオンラインで行われた。

- ・ 紙の届出処理については、RPA（ロボット）活用を進めて効率化を図った。
- ・ 新規加入手続きについては、下記の通り電子申請（注）の利用が増加し、電子化率も上昇している。

		令和 7 年度	令和 6 年度
電子申請	新規加入	292,580 件	230,767 件
	電子化率	71.9%	53.3%

（注）電子申請：加入・移換の手続きについて、前述の e-iDeCo サービスとは別に、令和 3 年から、運営管理機関 35 社と共同で開発・運用している電子申請システムである。

(2) コールセンターの体制強化

一般加入者向けコールとは別の事業者にて、控除証明書に関する臨時コールセンターを委託していたが、一般加入者向けコールセンターに移管・統合した。

その結果、控除証明書に関する質問以外も含めてワンストップで回答可能となり、加入者の利便性が向上し、またコールセンター運営の効率化も実現した。

(3) 運営管理機関等（※）との連携推進

①手続きオンライン化の推進

住所変更届等 5 手続のオンライン化（e-iDeCo サービス）を運営管理機関計 58 社が導入し、全加入者の約 95%が利用可能となった。

※ 運営管理機関等の状況 (令和8年3月31日現在)

運用関連運営管理機関	155 機関
記録関連運営管理機関	4 機関
事務委託先金融機関	5 機関
特定運営管理機関	1 機関

②加入者の死亡に伴う還付金などに係る事務手続きの明確化

運営管理機関、記録関連運営管理機関、事務委託先金融機関と国民年金基金連合会との役割分担を明確化し、事務フローを整理した。さらに、その結果を公式マニュアルとして共有した。

(4) 自動移換者対策の実施

増加する自動移換者について、本人が手続きを失念・放置することによって個人別管理資産が放置されることを防ぐため、本人の DC 口座への「移換戻し」(注)を着実に実行するとともに、自動移換時(約 15.1 万人)及び年 1 回(約 82.4 万人)の手続勧奨通知を行うなど、自動移換者対策を着実に実施した。

(注) 移換戻し：基礎年金番号等が合致するなど、一定の条件を満たした場合、本人の申し出がなくても、自動的に本人の企業型・個人型 DC 口座に資産が移換されること。

※ 自動移換者等の状況 (令和8年3月31日現在)

自動移換者(管理資産額)	824,209 人	(3,581 億 4,800 万円)
資産額 0 円を含む自動移換者	1,469,151 人	
① 7年度新規自動移換者(資産額)	151,757 人	(689 億 5,200 万円)
② 7年度企業型・個人型移換戻し件数(資産額)	63,415 人	(446 億 3,200 万円)
③ 7年度死亡一時金件数(金額)	872 件	(10 億 9,100 万円)
④ 7年度脱退一時金件数(金額)	980 件	(2 億 2,100 万円)
⑤ 7年度 70 歳裁定件数(金額)	0 件	(0 万円)
⑥ 7年度自動移換者増加(資産額)	86,490 人	(219 億 8,600 万円)

5 iDeCo 加入者等のニーズを捉えた的確な啓発・広報

(1) iDeCo 公式サイトコンテンツの充実化

コンテンツの拡充に関する主な項目は次の通り。

項目	リリース	内容
e-iDeCo サービスの紹介	令和 7 年 10 月	サービスの説明、利用規約、利用者向けのマニュアル兼体験サイト、バナー経路等を掲載。 アクセス数：約 65,600 回(10 月～3 月までの 6 ヶ月間)。
自動移換管理にかかる手数料の見直し	令和 7 年 12 月	次の動画を制作して掲載。 ① 手数料の見直し ② 自動移換からの移換手続を推奨 アクセス数：約 1,100 回(12 月～3 月までの 4 ヶ月間)。

(2) iDeCo の認知度の向上及び理解の促進のための更なる取組

① キャッチコピー（ポスター形式）制作

令和8年12月の制度改正の施行に向けて、改正内容やiDeCoの加入メリットの周知を図るため、iDeCo普及にかかるキャッチコピーおよび同コピーに沿った広報ポスター（注）を厚生労働省とともに制作した。

（注）厚生労働省と開催した「iDeCo 普及・推進特別会議」（令和8（2026）年4月開催）にて、对外発表を行った。

② iDeCo、iDeCo+（イデコプラス）各種セミナー

以下のセミナーを通じて、認知度の向上及び理解の促進を図った。

開催	テーマ
令和7年9月	自営業・フリーランスの強い味方！国民年金基金、iDeCo で備えるゆとりある未来
同年10月	iDeCo の基本と活用法～NISA との使い分けで賢く資産形成～
同年11月	
令和8年1月	iDeCo+（イデコプラス）の導入メリットと手続きポイント解説
同年2月	

(3) 企業年金連合会と連携した投資教育の動画の周知・広報の実施

iDeCo 加入者等への投資教育を企業年金連合会に委託し、作成したiDeCo の投資教育動画や iDeCo ライブ配信セミナーについて、iDeCo 公式サイトを通じて周知・広報することにより、企業の従業員などを中心に多くの方が継続的投資教育を受講できるようにし、継続投資教育を実施した。

開催	テーマ
令和7年11月	iDeCo の基本と活用法～NISA との併用で賢く資産形成～
同年12月	同上

Ⅲ 連合会の運営管理に関する事業

1 組織の運営管理

(1) 理事会、評議員会、個人型年金規約策定委員会及び各種委員会等の開催

(令和8年3月31日現在)

区 分	定 数	現 員	摘 要
	人	人	
評 議 員	12	12	
理 事 長	1	1	
理 事	8	8	(理事長を含む。)
監 事	2	2	

① 理事会の開催

開催年月日	議決・報告事項の件名	出欠状況		議決状況	
		出	欠	可	否
R7.4.14 (第116回)	議決事項	人	人	人	人
	(1) 国民年金基金連合会理事長の選出	8	0	8	0
	(2) 国民年金基金連合会常務理事の指名	8	0	8	0
	(3) 国民年金基金連合会運用執行理事の指名	8	0	8	0
R7.7.31 (第117回)	議決事項	人	人	人	人
	(1) 令和6年度国民年金基金連合会業務報告書	8	0	8	0
	(2) 令和6年度国民年金基金連合会決算	8	0	8	0
	(3) 個人型年金規約の一部を変更する規約	8	0	8	0
	(4) 役員選挙執行規程の一部を変更する規程	8	0	8	0

開催年月日	議決・報告事項の件名	出欠状況		議決状況	
		出	欠	可	否
	(5) 国民年金基金連合会職員就業規則等の一部を変更する規則及び職員再雇用規程の一部を変更する規程	8	0	8	0
	(6) 会計監査人の選任等に関する規程及び評議員会会議規程の一部を変更する規程	8	0	8	0
	(7) アセットオーナー・プリンシプルに関する取組方針の一部変更	8	0	8	0
	(8) スチュワードシップ・コード改訂に伴う規程の変更について	8	0	8	0
	(9) 自動移換手数料の見直しについて	8	0	8	0
	(10) 評議員会の招集日及び評議員会の議に付すべき事項	8	0	8	0
	(11) 個人型年金規約策定委員会の招集日及び個人型年金規約策定委員会の議に付すべき事項	8	0	8	0
	報告事項				
	(1) 国民年金基金事業の概況				
	(2) 個人型確定拠出年金事業の概況				
	(3) 国民年金基金連合会謝金規程の一部を変更する規程				

開催年月日	議決・報告事項の件名	出欠状況		議決状況	
		出	欠	可	否
	(4) アセットオーナー・プリンシプルに関する取組方針に対する進捗状況及び 2025 年度の取組計画について (5) P R I 年次報告の対応について (6) 令和6年度資産運用結果	人	人	人	人
R8.2.26 (第 118 回)	議決事項	人	人	人	人
	(1) 令和8年度国民年金基金連合会事業計画	8	0	8	0
	(2) 令和8年度国民年金基金連合会予算	8	0	8	0
	(3) 令和7年度国民年金基金連合会予算変更〔確定拠出年金事業経理〕	8	0	8	0
	(4) iDeCo の普及促進等について	8	0	8	0
	(5) 個人型年金規約の一部を変更する規約	8	0	8	0
	(6) 嘱託職員就業規則	8	0	8	0
	(7) 嘱託職員就業規則の施行等に伴う関係規則の一部を変更する規則	8	0	8	0
	(8) 嘱託職員就業規則の施行等に伴う関係	8	0	8	0
	(9) 国民年金基金連合会謝金規程の一部を変更する規程	8	0	8	0
	(10) 財務及び会計規程の一部を変更する規程	8	0	8	0
	(11) 基本ポートフォリオの見直し要否について	8	0	8	0

開催年月日	議決・報告事項の件名	出欠状況		議決状況	
		出	欠	可	否
	(12) 資産運用委員会設置規程の一部を変更する規程 (13) アセットオーナー・プリンシプルに関する取組方針の一部変更 (14) 評議員会の招集日及び評議員会の議に付すべき事項 (15) 個人型年金規約策定委員会の招集日及び個人型年金規約策定委員会の議に付すべき事項	人 8	人 0	人 8	人 0
	報告事項				
	(1) 国民年金基金事業の概況				
	(2) 個人型確定拠出年金事業の概況				
	(3) 令和7年度の給与改定等に係る諸規程の改正について				
	(4) 国民年金基金連合会規約の一部を変更する規約				
	(5) 国民年金基金連合会給付規程の一部を変更する規程				
	(6) 「資産運用プロセスの抜本的見直し」プロジェクトの実施				
	(7) 資産運用に関する事業の概況				
	(8) 国民年金基金制度の財政検証について(2024 年度末基準)				
	(9) 令和8年度リスク管理推進計画				

② 評議員会の開催

開催年月日	議決・報告事項の件名	出欠状況		議決状況	
		出	欠	可	否
R7.4.8 (第97回)	議決事項 (1) 国民年金基金連合会理事及び監事の選任	人 11	人 0	人 11	人 0
R7.8.7 (第98回)	議決事項	人	人	人	人
	(1) 令和6年度国民年金基金連合会業務報告書	12	0	12	0
	(2) 令和6年度国民年金基金連合会決算	12	0	12	0
	(3) 役員選挙執行規程の一部を変更する規程	12	0	12	0
	(4) 国民年金基金連合会職員就業規則等の一部を変更する規則及び職員再雇用規程の一部を変更する規程	12	0	12	0
	(5) 会計監査人の選任等に関する規程及び評議員会会議規程の一部を変更する規程	12	0	12	0
	(6) アセットオーナー・プリンシプルに関する取組方針の一部変更	12	0	12	0
	(7) スチュワードシップ・コード改訂に伴う規程の変更について	12	0	12	0
	報告事項				
	(1) 国民年金基金事業の概況				
	(2) 個人型確定拠出年金事業の概況				
	(3) 国民年金基金連合会謝金規程の一部を変更する規程				

開催年月日	議決・報告事項の件名	出欠状況		議決状況	
		出	欠	可	否
	(4) アセットオーナー・プリンシプルに関する取組方針に対する進捗状況及び2025年度取組計画について (5) P R I 年次報告の対応について (6) 令和6年度資産運用結果	人	人	人	人
R8.3.6 (第99回)	議決事項	人	人	人	人
	(1) 令和8年度国民年金基金連合会事業計画	12	0	12	0
	(2) 令和8年度国民年金基金連合会予算	12	0	12	0
	(3) 嘱託職員就業規則	12	0	12	0
	(4) 嘱託職員就業規則の施行等に伴う関係規則の一部を変更する規則	12	0	12	0
	(5) 嘱託職員就業規則の施行等に伴う関係規程の一部を変更する規程	12	0	12	0
	(6) 国民年金基金連合会謝金規程の一部を変更する規程	12	0	12	0
	(7) 財務及び会計規程の一部を変更する規程	12	0	12	0
	(8) 基本ポートフォリオの見直し要否について	12	0	12	0
	(9) 資産運用委員会設置規程の一部を変更する規程	12	0	12	0

開催年月日	議決・報告事項の件名	出欠状況		議決状況	
		出	欠	可	否
	(10) アセットオーナー・プリンシプルに関する取組方針の一部変更	人 12	人 0	人 12	人 0
	報告事項				
	(1) 国民年金基金事業の概況				
	(2) 個人型確定拠出年金事業の概況				
	(3) 令和7年度の給与改定等に係る諸規程の改正について				
	(4) 国民年金基金連合会規約の一部を変更する規約				
	(5) 国民年金基金連合会給付規程の一部を変更する規程				
	(6) 「資産運用プロセスの抜本的見直し」プロジェクトの実施				
	(7) 資産運用に関する事業の概況				
	(8) 国民年金基金制度の財政検証について（2024年度末基準）				

③ 個人型年金規約策定委員会の開催

開催年月日	議決・報告事項の件名	出欠状況		議決状況	
		出	欠	可	否
R7.8.1 (第62回)	議決事項 (1) 令和6年度個人型確定拠出年金事業 報告書	人 9	人 0	人 9	人 0

開催年月日	議決・報告事項の件名	出欠状況		議決状況	
		出	欠	可	否
	(2) 令和6年度国民年金基金連合会決算 〔確定拠出年金事業経理〕	人 9	人 0	人 9	人 0
	(3) 自動移換手数料の見直しについて	9	0	9	0
	(4) 個人型年金規約の一部を変更する規約	9	0	9	0
	報告事項				
	(1) 個人型年金規約の一部変更に係る理事長専決事項				
R8.3.5 (第63回)	議決事項	人	人	人	人
	(1) 令和8年度個人型確定拠出年金事業計画	9	0	9	0
	(2) 令和8年度国民年金基金連合会予算 〔確定拠出年金事業経理〕	9	0	9	0
	(3) 令和7年度 国民年金基金連合会予算 変更〔確定拠出年金事業経理〕	9	0	9	0
	(4) iDeCoの普及促進等について	9	0	9	0
	(5) 個人型年金規約の一部を変更する規約	9	0	9	0
	報告事項				
	(1) 個人型年金規約の一部変更に係る理事長専決事項				
	(2) 指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由				

④ 資産運用委員会の開催

4回（令和7年7月14日、10月6日、12月23日、令和8年2月10日）

⑤ 運営協議会の開催

4回

- ・ 令和7年7月4日（第1回）

国民年金基金の加入推進状況について、運用状況報告等について

- ・ 令和7年10月21日（第2回）

国民年金基金の加入推進状況について、共同事務処理システムの開発状況等（4基金関係分）について、2025年度における基本ポートフォリオの検証、2025年9月積立金運用の状況（月初）

- ・ 令和7年12月22日（第3回）

国民年金基金の加入推進状況について、共同事務処理システムの開発状況等（4基金関係分）について、2025年11月積立金運用の状況について、「次期システム開発プロジェクト」の進捗状況について

- ・ 令和8年3月27日（第4回）

国民年金基金の加入推進状況について、2026年2月積立金運用の状況（月央）

⑥ 実務レベル会議の開催

12回（加入推進、資産運用、共同事務処理システムその他国民年金基金事業に関する定期的な協議・調整及び情報共有・交換等）

⑦ 調達委員会及び調達監視委員会の開催

ア 調達委員会

13回（毎月1回、ただし5月及び7月は開催なし、1月は2回、3月は3回開催）

概算所要見込額が一定額を超える調達案件について、調達実施前に案件審査を行い、契約方法及び調達内容の妥当性、適正性を検証。

イ 調達監視委員会

1回（令和7年11月13日開催）

令和6年度に契約を締結した案件について調達手続きの妥当性・適正性等を審議した。この審議においては、一者応札等の課題について、次期調達に向けた改善策の検討等を行った。

(2) 予算の作成及び適正執行

令和7年度予算については、令和7年3月25日に厚生労働大臣の認可を受けるとともに、令和7年度予算実施計画を作成し執行管理を行った。これにより、確定拠出年金事業経理においては、個人型確定拠出年金の新規加入者数が当初想定を下回り、予定した手数料収入の減少が見込まれたこと、また、法律改正等に伴う借入対象システム開発費の増嵩により、借入金の増額をする必要があったことから、予算変更案を作成し、理事会及び個人型年金規約策定委員会の議決を経て、令和8年3月18日に厚生労働大臣の認可を受けた。

令和8年度予算については、予算案を作成し、理事会、評議員会及び個人型年金規約策定委員会（以下「評議員会等」という。）の議決を経て、令和8年3月23日に厚生労働大臣の認可を受けた。

(3) 経理、決算業務

規程及び会計原則に準拠して適切に経理処理を行った。また、財務及び会計規程の一部を変更し、大規模なシステム開発などを念頭に、後年度まで継続する債務負担を前提とした契約を締結できるようにした。

令和6年度決算業務として、財務諸表及び業務報告書を作成し、評議員会等の議決を経て、令和7年9月1日に厚生労働大臣の承認を受けた。

令和6年度に制定した会計監査人の選任手続きに基づき再任された会計監査人(公認会計士)と、令和7年度の会計監査に係る契約を締結した。

(4) 組織・定員、職員給与及び人事関係

① 定員関係

制度改正等への対応に向け、令和7年4月1日付けで確定拠出年金部の定員の増員(2名)を図った。

また、欠員の補充、制度改正に関連する業務量増に対する人員確保等を目的として、職員募集を年間3回(第1回募集期間:令和7年5月~令和8年2月、第2回募集期間:令和7年7月~同年9月、第3回募集期間:令和7年12月~令和8年3月)実施した結果、令和8年4月1日付けで4名、令和8年5月1日付けで1名の採用を決定し、欠員の縮小を図った。

※ 事務組織及び定員現員表 (令和8年3月31日現在)

部 名	定 員	現 員	備 考
役 員	3	3	
総 務 部	10	9	
業 務 企 画 部	12	12	
資 産 運 用 部	9	8	
フィデューシャリー業務推進部	3	4	
数 理 部	3	3	
確 定 拠 出 年 金 部	23	22	
審 議 役、リスク・システム管理室	6	5	
監 査 室	2	1	
合 計	71	67	

(注) 令和8年7月1日時点で、定員71名に対して現員70名。

② 給与関係

国家公務員の給与見直しを踏まえ、給与規程等の改正を行い、6月期及び12月期の賞与の支給月数を変更するとともに、本俸表の改定を行った。なお、本俸の改定に伴う差額支給については、国家公務員給与法の改正の遅れから1月期給与で実施した。人事評価の結果に基づき7月1日付けで42名を昇給させた。賞与の支給に当たっても、人事評価制度の評価結果を適切に反映した。

③ 人事関係

一般公募で新たに4名を採用し、定年退職者2名を再雇用した。また、2名が自己都合で退職した。

職員の昇任等に関する基礎資料となる人事評価として、業績評価を2回、能力評価を1回実施し、この結果をもとに、評価が優秀な3名について上位級へ昇格させた。

(5) 人材育成

① 職員研修

新規採用者に対しては、採用の都度、新規採用者研修を実施したほか、高度な専門性が必要な資産運用部門の採用者については、同部門独自の業務習熟・人材育成計画に基づく教育・研修を実施した。

また、役職員全員に対する、ハラスメント防止対策に資する継続的な取組みとして、外部講師を招き、管理職層と一般職層に分けて、それぞれの役割等に応じたハラスメント防止研修を実施した。(1~2月)

② 資格取得助成等

職員の自己研鑽を促進し、業務スキルアップを図ることを目的として創設した資格取得助成金制度及び資格取得奨励金制度について、業務上の必要度・重要度及び取得する資格の難度等も踏まえて、令和8年4月1日からの適用に向けて助成等の対象資格を拡充した。

対象制度	追加資格
資格取得助成金制度 (受験者への教材費・受験料等の助成)	CFA 協会認定証券アナリスト、情報セキュリティマネジメント、基本情報処理技術者 等 (11 資格)
資格取得奨励金制度 (試験合格者への奨励金支給)	CFA 協会認定証券アナリスト、プロジェクトマネージャ 等 (6 資格)

(6) 規約及び諸規程の整備・見直し

連合会規約、個人型年金規約及び諸規程について、法改正等により一部変更が必要となったもの等にかかる規約・規程の一部改正を行った。また、将来にわたる積立金の確実な確保及び情報システム分野の高度化等への対応に必要な高度専門人材を確保するための嘱託職員就業規則の制定を行った。

(7) 職員の健康管理

産業医も参画する衛生委員会を毎月開催し、長時間勤務者の状況や健康診断の受診状況を報告するとともに、産業医の意見も踏まえ、役職員へのストレスチェック及び執務室に設置する AED の選定・設置を 10 月に行った。さらに、健康診断やストレスチェックの結果をもとに、産業医と連携して、職員への再健診の勧奨やメンタルヘルスに関する情報の提供等に取り組んだ。

また、令和 8 年 1 月から、時間外勤務や休暇取得の状況等をより効率的に把握し、職員の健康管理等に役立てることのできる勤怠管理システムを導入した。

(8) 業務継続計画（BCP）への対応

大規模な自然災害等による危機に迅速かつ的確に対応し、必要な業務を継続的に実施するための訓練を 9 月及び 3 月に実施した。また、委託事業者を含めた支払業務継続に係る連絡体制を整備した。

(9) オフィスの在り方の検討

定員増加による執務室の狭隘などへの対応に加え、将来のオフィスの在り方の検討に向け、執務室のレイアウト変更を実施する場合の費

用及び仮に移転する場合の原状回復費用の調査を実施した。

2 内部統制の強化・充実

(1) リスク管理・コンプライアンスの強化

① 令和 7 年度のリスク管理推進計画については、月次で進捗状況を確認する等着実な実施を図った。具体的には、全職員を対象とするコンプライアンス研修（6 月～7 月）及びリスク管理研修（12 月～1 月）並びに新任の職員を対象としたワークショップ型のリスク管理研修（9 月）を実施した。これらの研修を通じて、個々の職員に対して、連合会のリスク管理・コンプライアンスの基本的な枠組みや、第一報メールをはじめとした重要な手順等の再確認を進めた。また、これらの取組み及び令和 8 年度の事業計画を踏まえて、令和 8 年度のリスク管理推進計画を策定した。

② 「リスク管理・コンプライアンス会議」を月次開催し、連合会全体のリスク管理の状況及び法令等の遵守状況のモニタリング結果について報告を行い、情報と問題意識の共有を図った。具体的には、各種インシデントの発生・対応状況のほか、職員による自主点検結果や、業務委託管理及び文書審査の実施状況等についても報告を行った。なお、令和 7 年度には、加入員等に重大な影響を与える事務処理誤り等の発生はなく、内部統制上の重大な不備も検知されなかった。

③ 日々のリスク管理においては、第一報メール及び日報の運営を通じて、事務処理誤り等の速やかな報告（役員までのエスカレーションを含む）を徹底した。「リスク管理・コンプライアンス会議」において、事務処理誤り等の事案ごとに事後対応、発生原因及び再発防止策について審議するとともに、事後対応及び再発防止策の実施状況について確認を行った。

④ リスクアセスメントを 4 部署（※）において実施した。2 巡目

のリスクアセスメントのため、前回実施時からの業務及び体制等の変更点を中心にリスク及び統制活動への影響を評価することにより、実効性を確保しつつ、効率的な運営を行った。7年度中に評価を終了した部署においては、手順書の見直し等の取組を通じて、内部統制の強化を図った。

※ 確定拠出年金部確定拠出年金業務課（5～8月）、総務部総務課（9～10月）、フィデューシャリー業務推進部（11～12月）、確定拠出年金部企画調査課（12月～）。

また、「デジタル改革」に対応した手続きオンライン化（国民年金基金・iDeCo）について、業務を開始する前に新規業務等リスクチェックを行うことにより、必要なリスク対応等が実施済みであることを確認した。

（2）システムリスクの管理強化

① 電算システム機器に関するオープン系システム基盤への移行（脱メインフレーム）において、発注者支援業者への業務委託を導入した。また、リスク管理部署が、「デジタル改革」に対応した手続きオンライン化（国民年金基金・iDeCo）等の全てのシステム開発プロジェクトの進捗管理に直接関与し、組織横断的なプロジェクトの進捗管理を行うと共に、開発品質の管理強化を図った。

さらに、リスク管理部署が、システム障害の全案件への対応にも直接関与し、事後対応や再発防止策について必要に応じて助言を行った。加えて、システム障害事案についても、事務処理誤り等と同様に「リスク管理・コンプライアンス会議」において、事案ごとに事後対応、発生原因及び再発防止策について審議すると共に、事後対応及び再発防止策の実施状況について確認を行った。

② 情報セキュリティ及び個人情報の保護管理については、情報セキュリティ対策推進計画を策定し、その着実な実施に努めると共に、全役職員を対象に年2回の標的型攻撃メール訓練や情報セキ

ュリティ研修を実施することにより、役職員のリテラシー及び意識の向上を図った。また、外部の専門的知見活用の観点から、外部有識者に情報セキュリティアドバイザーを委嘱し、情報セキュリティ委員会において専門的知見に基づくアドバイスを受けることとした。

③ 令和7年度においては重大な情報セキュリティ事故の発生はなかった。この間、必要なセキュリティパッチを適用したほか、情報セキュリティインシデントの事例等を収集・分析し、訓練等に活かすと共に、組織内で情報を共有、必要な対応を求めた。また、厚生労働省による情報セキュリティインシデント対応に係る連携訓練に参加した（11月）。

さらに、事務端末システムのセキュリティ強化に向けて、ゼロトラストの考え方を採用し、その実現のための機器及びソフトウェアを導入した（11月）。

（3）内部監査の実施

① 業務企画部企画課及び総務部総務課に対し、業務監査を実施した。

（業務企画部企画課：令和7年7月実施、総務部総務課：令和8年3月実施）

② 「外部電磁的記録媒体の管理」に関し、情報セキュリティ監査を兼ねた特別監査（テーマ別監査）を実施した。

（令和8年3月実施）

③ 令和9年度からのシステム監査の実施に向けて、外部事業者による調査・助言を委託するための事業の準備を行った。

（4）外部監査の実施

会計監査人（公認会計士）と監査対象について議論の上、監査を受け、令和7年度の財務諸表等が会計規程等に準拠して作成されていると認める旨の監査報告書を受領した。

3 電算システム機器（メインフレーム）の将来像の検討

電算システム機器に関し、オープン系システム基盤への移行（脱メインフレーム）に向けて必要な準備として、発注者支援業者の支援を受けながらシステム化企画及び要件定義を進め、その結果を踏まえて、開発方針と基本的仕様、及び、令和8年度からのオープン化のシステム開発への着手を決定した。